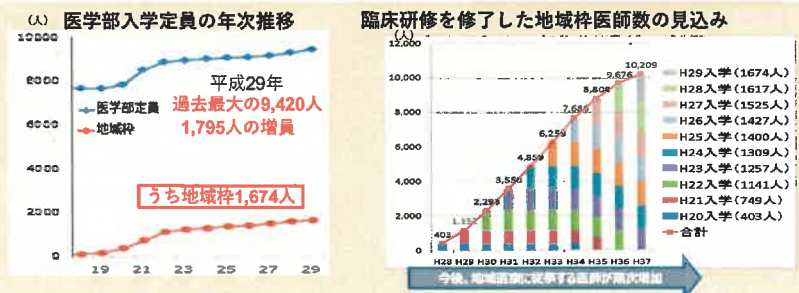


医療法及び医師法の一部を改正する法律 について

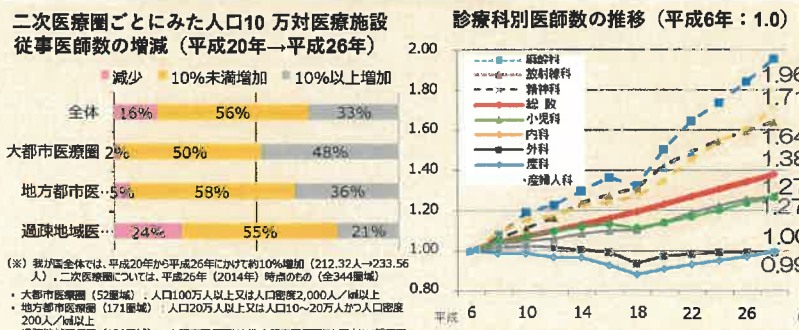
医師偏在対策の必要性

対策の必要性

- 平成20年以降の医学部の臨時定員増等による地域枠での入学者が、平成28年以降地域医療に従事し始めており、こうした**医師の配置調整が喫緊の課題**。



- 地域偏在・診療科偏在については、平成20年以降の医学部定員の増加以降、むしろ**格差が広がっており、その解消が急務**。



対策の方向性

① 医師の少ない地域での勤務を促す環境整備

- 医師個人を後押しする仕組み
- 医療機関に対するインセンティブ
- 医師と医療機関の適切なマッチング

② 都道府県における体制整備

- 医師確保に関する施策立案機能の強化
- 医師養成過程への関与の法定化
- 関係機関と一体となった体制の整備

③ 外来医療機能の偏在・不足等への対応

- 外来医療機能に関する情報の可視化
- 新規開業者等への情報提供
- 外来医療に関する協議の場の設置

医療法及び医師法の改正

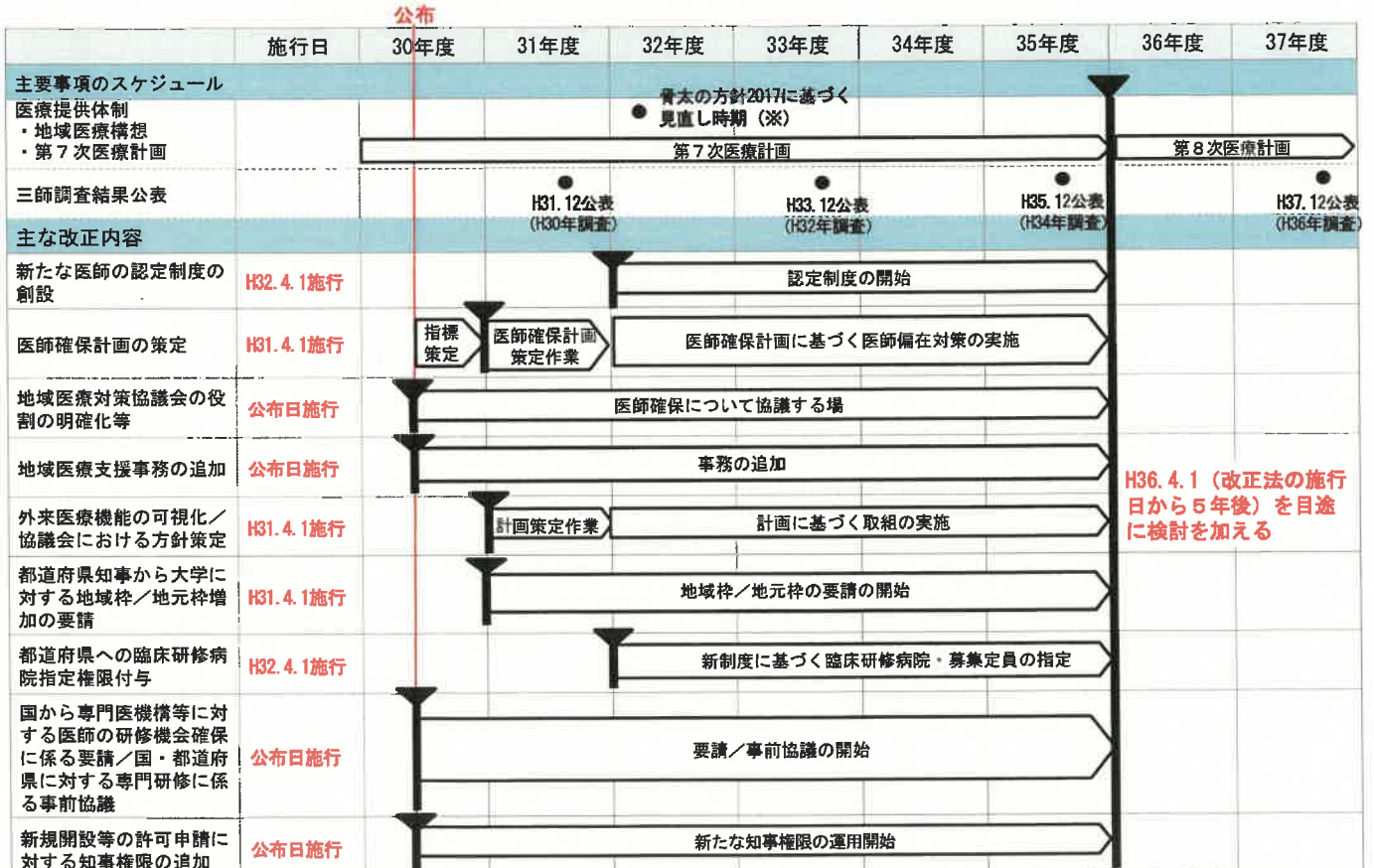
(H30.7.25公布)

1. 改正趣旨 医師偏在の解消等を図り、地域における医療提供体制を確保

2. 主な内容

<p>(1) 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設 【医療法】</p> <p>① 医師少数区域等での勤務経験を厚生労働大臣が評価・認定（認定医師）</p> <p>② 認定医師による国が定める病院（地域医療支援病院等の一定の病院）の管理の義務化</p>	<p>施行日</p> <p>H32.4～</p>
<p>(2) 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化 【医療法】</p> <p>① 国による「医師偏在指標」の設定（三次医療圏、二次医療圏など）</p> <p>② 指標を踏まえた都道府県の「医師確保計画」の策定（医師確保数の目標・対策）</p> <p>③ 地域医療対策協議会の機能強化（研修施設の定員設定など具体的な医師確保対策を関係者で協議）</p> <p>④ 都道府県の地域医療支援事務の明確化（キャリア形成プログラム策定、医師少数区域への配置調整等）</p>	<p>H31.4～</p> <p>公布日</p>
<p>(3) 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実 【医師法、医療法】</p> <p>① 医学部 … 都道府県から大学に対する地域枠の設定・拡充の要請</p> <p>② 臨床研修 … 都道府県による臨床研修病院の指定及び定員の設定</p> <p>③ 専門研修 … 厚生労働大臣から日本専門医機構への地域医療の観点からの措置要請（都道府県は厚生労働大臣へ意見）</p>	<p>H31.4～</p> <p>H32.4～</p> <p>公布日</p>
<p>(4) 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応 【医療法】</p> <p>① 外来医療機能情報を可視化し、二次医療圏ごとに外来医療提供体制に関する協議の場の設置</p>	<p>H31.4～</p>

医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行スケジュール

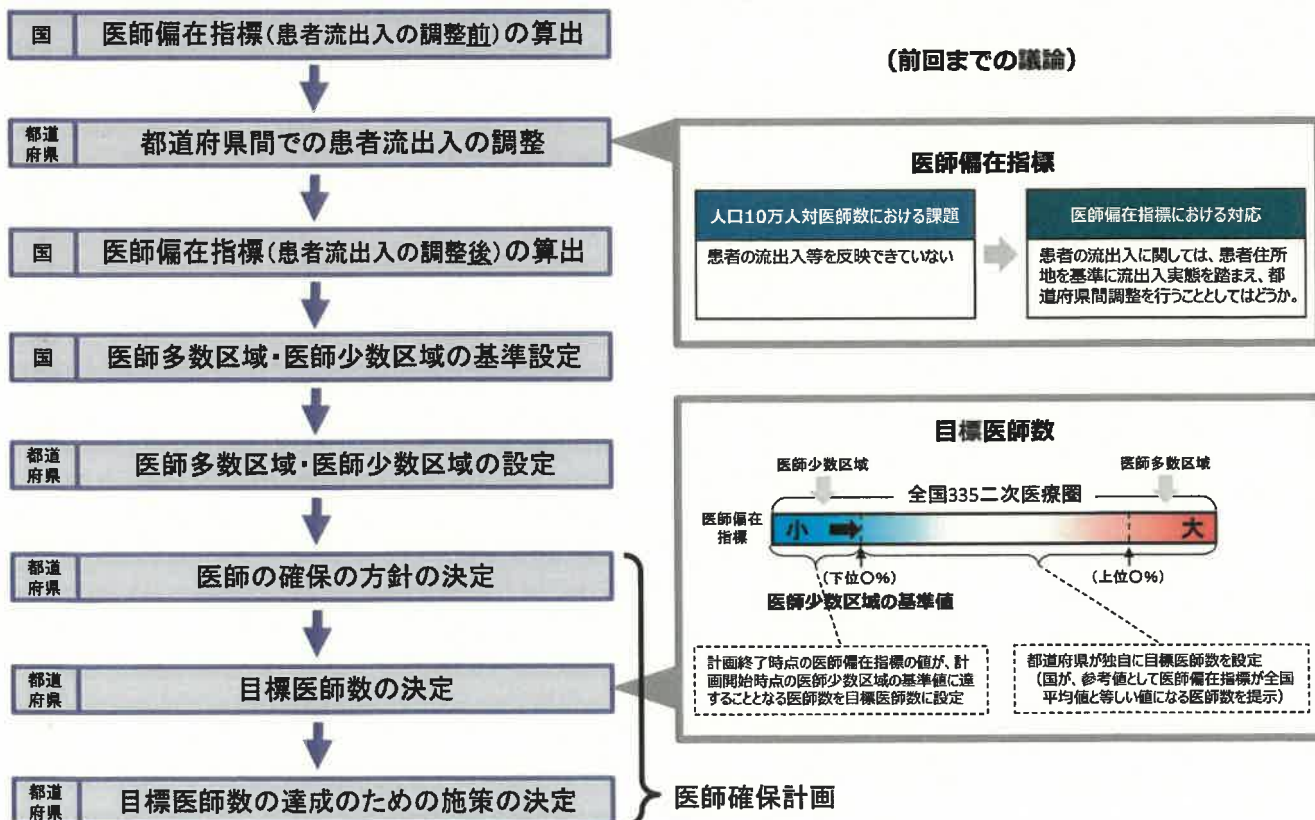


※経済・財政再生計画改革工程表「2017改定版(抄)」都道府県の体制・権限の在り方について、地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年の法律改正で新たに設けた権限の行使状況等を動察した上で、関係審議会等において検討し、結論。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる。

医師確保計画の策定プロセスについて



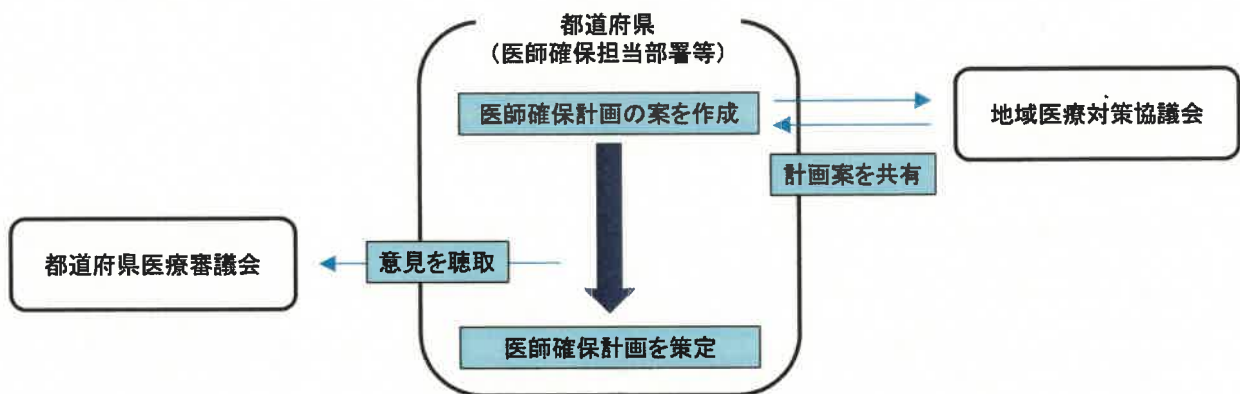
医師確保計画の策定プロセス



医師確保計画策定時の地域医療対策協議会の役割について

論点

- 医師確保計画に基づく具体的な医師偏在対策については、地域医療対策協議会において実施に必要な事項の協議を行い、協議が調った事項に基づき対策を講じることとされている。
 - 医師偏在対策の実効性を確保するためには、具体的な対策について協議する地域医療対策協議会の構成員が、医師確保計画の立案段階から関与することが有用と考えられる。
 - このため、都道府県が医師確保計画を策定するに当たっては、地域医療対策協議会に計画案の共有を行うこととしてはどうか。



医師確保計画の策定スケジュール(イメージ)

平成32年度から始まる最初の医師確保計画の策定スケジュールのイメージは、次のとおり。

平成30年度内	<ul style="list-style-type: none"> ・需給分科会の議論の取りまとめを実施 ・国が医師確保計画の策定ガイドラインを作成、公表 ・国が医師偏在指標(患者流出入の調整前)を算出
平成31年4月～6月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間での患者流出入の調整を実施
平成31年7月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県間の調整結果を踏まえ、国が医師偏在指標(患者流出入の調整後)を算出
⋮	<ul style="list-style-type: none"> ・国が都道府県向けの医師確保計画策定研修会等を随時実施
平成31年度内	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が地域医療対策協議会との共有、都道府県医療審議会への意見聴取を経て、医師確保計画を策定・公表
平成32年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県において、医師確保計画に基づく医師偏在対策開始